明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一一七）　一

省令

○厚生労働省令第百十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百三号を第二百六号とし、第百九十五号から第二百二号までを三号ずつ繰り下げ、第百九十四号を第百九十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十七　二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（三・四―メチレンジオキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第百九十三号を第百九十五号とし、第百三十三号から第百九十二号までを二号ずつ繰り下げ、第百三十二号を第百三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十四　一―（四―フルオロベンジル）―N―（ナフタレン―一―イル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百三十一号を第百三十二号とし、第六十三号から第百三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三　二―［（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ）メチル］フェノール及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。